

平成29年9月12日

株主および登録株式質権者各位

新潟市中央区東堀前通七番町1071番地1  
株式会社 第四銀行  
取締役頭取 並木 富士雄

## 株式併合及び単元株式数の変更に関する公告

当社は、平成29年4月5日開催の取締役会及び平成29年6月27日開催の第206期定時株主総会決議に基づき、平成29年10月1日を効力発生日として、「株式併合」及び「単元株式数の変更」を行いますので、下記のとおり公告いたします。

### 記

#### 1. 株式併合

株式併合の割合	普通株式 10 株につき 1 株の割合で併合する
株式併合の効力発生日	平成 29 年 10 月 1 日
効力発生日における発行可能株式数	57,699,936 株

#### 2. 単元株式の変更

単元株式数の変更の内容	単元株式数を 1,000 株から 100 株に変更する
単元株式変更の効力発生日	平成 29 年 10 月 1 日

以上

(ご参考)

上記に伴い、平成29年9月27日より、東京証券取引所における当社株式の売買単位は、1,000株から100株に変更されます。

なお、株主の皆様におかれましては、特段のお手続きの必要はございません。